

健全化判断指標の公表



市の財政の
健康診断です！

平成27年度の決算報告と合わせ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法）に基づき、健全化判断指標を公表します。

くわしくは 財政課 財政係 ☎ 21-5162

財政健全化法とは

自治体の財政破綻を防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に對して早期に健全化を促すためのものです。

この法律では、自治体が財政破綻しないようにチェックするため、5つの目安（指標）が示されています。一つでも基準を達成しない場合は、早期に對応しなければなりません。

5つの目安（指標）とは

- ① **実質赤字比率**
一般会計を中心とした普通会計が赤字になった場合の、収入に対する赤字の割合です。普通会計が赤字でないかをチェックします。
- ② **連結実質赤字比率**
国民健康保険事業特別会計や下水道事業特別会計などを加えた全ての会計の合計が赤字になった場合の、収入に対する赤字の割合です。全会計を合わせて赤字でないかをチェックします。

③ 実質公債費比率

収入のうちどのくらいを借金の返済に充てているかを表した割合です。現時点での借金返済金額が大きすぎないかをチェックします。

④ 将来負担比率

収入に対する実質的な借金残高（これから返済しなければならぬ借金）の割合で、借金残高から貯金を引いた残りの額が年間収入の何%になるかを表した数値です。将来返済しなければならぬ借金が大きすぎないかをチェックします。

⑤ 資金不足比率

水道事業会計などの企業会計が赤字の場合の、事業規模に対する赤字の割合です。企業会計が赤字でないかをチェックします。

各指標の市の数値

右下の表のとおり、平成27年度決算において、市は③実質公債費比率が6.2%、④将来負担比率が50.5%となり、どちらの数値も早期の対応が必要となる基準を下回っています。

表：市の指標一覧

| 5つの目安 | 市の数値 (前年度比) | 早期の対応が必要となる基準 |
|-----------|---------------------|---------------|
| ①実質赤字比率 | — | 12.07%以上 |
| ②連結実質赤字比率 | — | 17.07%以上 |
| ③実質公債費比率 | 6.2% (▲1.0ポイント) | 25.0%以上 |
| ④将来負担比率 | 50.5% (▲5.1ポイント) | 350.0%以上 |
| ⑤資金不足比率 | — | 20.0%以上 |

これらの数値を家計に例えると、年収の6.2%を借金の返済に充てています。また、将来的に返済しなければならぬ借金の残高が、年収の50.5%ということになります。

前年度と比べた場合、③実質公債費比率は、1.0ポイント、④将来負担比率は5.1ポイントそれぞれ改善しています。これは、合併特例事業債や臨時財政対策債など、地方交付税で補填される割合が大きい有

利な地方債を活用していることや、下水道事業の繰入金金の算定方式変更により公営企業における地方債の元利償還金へ充てる一般会計からの繰入金金が減少したことが主な理由です。

合併特例事業債は、元利償還金の7割、臨時財政対策債はその全てが地方交付税として国から補填されることとなるため、借金残高は増えますが、実質的な市の負担は抑えられていることとなります。

なお、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、⑤資金不足比率については、各会計とも黒字のため表示していません。

財政健全化法の基準で見ると、市は早期に健全化のための対応を必要とする状況にはなっていません。しかし、地方交付税に依存していることや借金残高が多いことなど、財政状況が厳しいことには変わりありません。

こうした点にも注意しながら、今後も財政の健全化を図っていきます。